

許可番号第 02310033182 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 丹羽郡大口町替地二丁目135番地

氏 名 株式会社 パックス

代表取締役 小椋 俊佑 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村秀章



許可の年月日 令和 3 (2021) 年 3 月 3 日

許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年 8 月 27 日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、家畜ふん尿、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 12品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(2) 積替え、保管を含む。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 2品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(1) 所在地

丹羽郡扶桑町大字高雄字海道田182番

(2) 面積

3, 286. 94m² (保管面積 24. 49m²)

許可番号第 02310033182 号

(3) 産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

(4) 保管上限

41. 98m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 7年 8月 28日 新規許可

平成 12年 8月 28日 更新許可

平成 17年 9月 13日 更新許可

平成 22年 9月 15日 更新許可

平成 27年 10月 20日 更新許可

令和 2年 10月 12日 更新許可

令和 3年 3月 3日 変更許可

5 積替え許可の有無

有 · 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 · 無